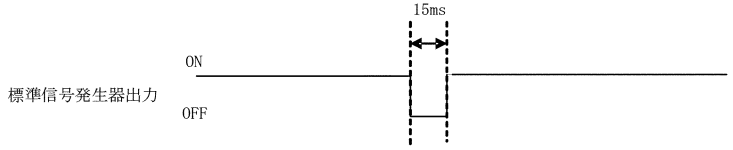
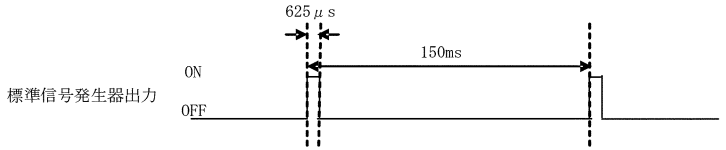
返す信号とする（図１参照）。



⑴　試験機器送信不可能設定



⑵　試験機器送信不可能設定（親機であって、1,898.15MHz 又は1,900.55MHz の周波数の電波を発射しようとする場合）

図１　試験機器送信不可能時の標準信号発生器の設定

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数で最初に受信状態に設定する。

⑵　４に示す状態に設定する。

⑶　送信周波数を試験周波数に固定する。

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑵とする。

⑵　標準信号発生器の設定を２⑴とする。

⑶　標準信号発生器の出力をオフの状態で、試験機器を送信動作とし、スペクトル分析器で電波を発射することを確認する。

⑷　試験機器を受信状態とする。

⑸　パルス信号発生器の設定を２⑶とし、標準信号発生器の出力をオンの状態（図１⑴参照）で、試験機器を動作状態とし、スペクトル分析器で電波を発射しないことを確認する。

⑹　親機であって、1,898.15MHz 又は 1,900.55MHz の周波数の電波を発射しようとする場合は、発射する周波数の全てについて、標準信号発生器の周波数を 1,898.45MHz、1,900.25MHz として、それぞれについて⑺から⑾までの試験を行う。

⑺　スペクトル分析器の設定を２⑵とする。

⑻　標準信号発生器を、２⑴の親機であって、1,898.15MHz 又は 1,900.55MHz の周波数の電波を発射しようとする場合の設定とする（注１）（注２）。

⑼　標準信号発生器の出力をオフの状態で、試験機器を送信動作とし、スペクトル分析器で電波を発射することを確認する。

⑽　試験機器を受信状態とする。

⑾　パルス信号発生器を、２⑶の親機であって、1,898.15MHz 又は 1,900.55MHz の周波数の電波を発射しようとする場合の設定とし、標準信号発生器の出力をオンの状態（図１⑵参照）で、試験機器を動作状態とし、スペクトル分析器で電波を発射しないことを確認する。

５　試験結果の記載方法

⑴　「良」又は「否」と記載する。

⑵　親機であって、1,898.15MHz 又は 1,900.55MHz の周波数の電波を発射する場合であって、発射する電波の送信時間が１ｓ間に５ms 以内である場合は、その旨を記載する。

６　その他

⑴　標準信号発生器がパルス変調機能を有する場合は、パルス信号発生器は不要である。

⑵　２⑴において、標準信号発生器の出力が－62dBm で電波を発射する場合は、－61dBm に設定して電波を発射しないことを確認する。なお、注２において、標準信号発生器の出力が－83dBm で電波を発射する場合は、－80dBm に設定して電波を発射しないことを確認する。

⑶　２⑶において、標準信号発生器から出力させる信号は繰り返し信号を前提としているが、１回のみ信号を発生させる方法とすることもできる。

⑷　２⑵において、トリガ条件をフリーランとしているが、標準信号発生器信号の立ち下がり等を用いてビデオトリガの設定ができる場合は、詳細時間関係を測定することが望ましい。

⑸　キャリアセンス動作に疑義が生じた場合は、スペクトル分析器のＩＦ出力とパルス信号発生器の出力を、２チャネル観測可能なオシロスコープ等により観測し、図１の時間関係を確認する。この場合は、パルス信号発生器の信号と標準信号発生器の出力信号の遅延についても確認する。

⑹　同一チャネル（５ms／８）内のレベルが、連続する４フレーム以上にわたり－62dBm 以下の場合は、当該チャネルで送信することができる。

注１　親機であって、1,898.15MHz 又は 1,900.55MHz の周波数の電波を発射しようとする場合は、1,898.45MHz 又は 1,900.25MHz とする。

注２　親機であって、1,898.15MHz 又は 1,900.55MHz の周波数の電波を発射しようとする場合は、試験機器空中線の受信入力端子で－83dBm とする。

十二　不要発射の電力の基準

１　スプリアス領域

周波数帯	基準値
スプリアス領域	－35dBmW

２　帯域外領域

周波数帯	基準値
中心周波数からの離調が 1.7MHz を超え 2.5MHz 以下	－9.9dBmW
中心周波数からの離調が 2.5MHz を超え 3.8MHz 以下	－30dBmW
中心周波数からの離調が 3.8MHz 超	－37dBmW

○国土交通省告示第四百五十四号

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第二十四号）の施行に伴い、並びに旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示を次のように定める。

平成二十四年四月十三日　　国土交通大臣　前田　武志

旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）において使用する用語の例による。